

奈良市エンゼルサポート事業実施要綱

【平成30年8月15日告示第486号】

改正 平成31年3月29日告示第150号

改正 令和2年3月31日告示第167号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に基づく養育支援訪問事業として、様々な理由により子の養育に関する支援が特に必要と認められる保護者に対し、その居宅において育児、家事等（以下「家事等」という。）に関する援助を行う者（以下「ヘルパー」という。）を派遣する奈良市エンゼルサポート事業（以下「事業」という。）を実施することにより、家庭における子の養育負担を軽減し、もって安定した子の養育を図ることを目的とする。

(事業の委託)

第2条 市は、適切な事業の運営が確保できると認められる事業者（以下「受託事業者」という。）に事業の全部又は一部を委託することができる。

(対象家庭)

第3条 事業を利用できる家庭（以下「対象家庭」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす家庭で、家事等の支援が必要であると市長が認めるものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 同居人、親族若しくは知人からの支援又はその他の子育てサービスの利用が困難な家庭であること。
- (3) 次のいずれかに該当する家庭であること。
 - ア 出産、子育てに対して不安、孤立感等を抱え、家事等が困難な妊婦のいる家庭
 - イ 小学校就学前の子を養育する保護者（里親を含む。以下同じ。）のいる家庭であり、次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 養育する子が小学校就学の始期に達するまでの間において、子育てに対して不安、孤立感等を抱え、家事等が困難な家庭
 - (イ) 家事等が困難で、かつ、児童虐待のおそれがある家庭
 - (ウ) その他市長が特に子の養育の支援の必要があると認める家庭

(事業の内容)

第4条 事業は、次に掲げる家事等に関する支援の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 食事の準備及び後片付け
- (2) 住居の掃除又は整理整頓
- (3) 被服の洗濯
- (4) 生活必需品の買物
- (5) 調乳、授乳、おむつ交換及び沐浴の補助
- (6) その他市長が必要と認める支援

2 前項各号の支援は、対象家庭の居宅において子の保護者の在宅時に行うものとする。

(派遣の実施日時)

第5条 事業を実施できる日及び時間（以下「実施日時」という。）は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前8時から

午後6時までの間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、実施日時を変更できるものとする。

- 2 事業は、1時間を単位とし、1回当たりの派遣時間は2時間以内、1日当たりの派遣回数は2回以内、1週間当たりの派遣日数は3日以内とする。
- 3 産前に事業を利用する家庭への事業の実施期間及び上限時間数は、母子健康手帳の交付を受けた日から出産日までの間に20時間以内とする。
- 4 産後に事業を利用する家庭への事業の実施期間及び上限時間数は、子の誕生日から子が1歳に到達する日までの間に60時間以内、子が1歳に到達した日から小学校就学の始期に達するまでの間に40時間以内とする。
- 5 前3項に規定する派遣時間は、対象家庭の居宅を訪問してから退出するまでの時間とする。

(ヘルパーの要件)

第6条 ヘルパーは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修修了者又はそれに準じた資格を有する者
- (2) 心身ともに健全であること。
- (3) 児童福祉に理解と熱意を有すること。
- (4) 家事等に関する援助を適切に実行する能力を有すること。
- (5) 各機関と連携し、対象家庭の子の安定した養育に寄与できる者であること。

(利用申請)

第7条 事業を利用しようとする対象家庭の保護者（以下「申請者」という。）は、奈良市エンゼルサポート事業利用申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

- 2 申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。
 - (1) 生活保護世帯 生活保護証明書
 - (2) 当該年度分（4月から6月までの間の利用にあつては、前年度分）の市区町村民税非課税世帯 非課税証明書
 - (3) ひとり親世帯（奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号）の規定による助成を受けている世帯又はそれに準じる世帯をいう。以下同じ。） 児童扶養手当証明書、ひとり親家庭等医療費受給資格証又は戸籍謄本及び住民票の写し
 - (4) 多子世帯（申請者の子（妊娠中の場合は当該胎児も含む。）で、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を3人以上養育している世帯をいう。以下同じ。） 世帯全員の住民票の写し、妊娠中の場合は母子手帳の写し
 - (5) 多胎児世帯（申請者の子（小学校就学前の者に限る。）で多胎妊娠により出生した2人以上のものを養育している世帯又は多胎妊娠中の妊婦の属する世帯をいう。以下同じ。） 世帯全員の住民票の写し、妊娠中の場合は母子手帳の写し

3 前項の規定にかかわらず、申請者の同意の上で同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(利用の決定等)

第8条 市長は、前条の申請を受けた場合は、受託事業者による申請者の居宅への家庭訪問等により、その世帯の状況を調査し、速やかに奈良市エンゼルサポート事業利用承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(事業計画の策定等)

第9条 受託事業者は、前条の規定により市長が事業の利用を承認した者（以下「利用者」という。）について、その心身状況及び生活状況を総合的に勘案し、支援する家事等の内容、回数、日時等を記載した奈良市エンゼルサポート事業計画書兼報告書（別記第3号様式。次項において「計画書兼報告書」という。）を作成し、利用者との間で支援の内容等を調整するものとする。

2 受託事業者は、計画書兼報告書等により、利用者ごとのサービスの利用状況等について、市長に報告しなければならない。

(派遣の除外等)

第10条 市長は、利用者又はその同居人が次の各号のいずれかに該当するときは、事業を実施しないものとする。

(1) 感染性の疾患を有しているとき。

(2) ヘルパーに対し暴行、脅迫等を行ったとき、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業の実施が不相当と認められるとき。

(事務の調査)

第11条 市長は、事業の適正な実施を図るため、受託事業者が行う事務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講じるものとする。

(費用負担)

第12条 事業の利用を受けた利用者は、当該事業に要する費用として別表に掲げる利用負担額を、受託事業者に支払わなければならない。

(変更及び辞退の届出等)

第13条 利用者は、申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに当該変更を市長に届け出なければならない。

2 利用者は、事業の利用を辞退するときは、速やかに奈良市エンゼルサポート事業利用辞退届出書（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。

3 利用者が利用負担額の支払を要する場合であって、前項の規定による辞退の届出を訪問支援予定日の前日の午後5時以後に行ったときは、利用者は、別表の利用負担額に予定派遣時間数を乗じて得た額を受託事業者に支払わなければならない。

(派遣の取消)

第14条 市長は、利用者が第3条の要件に該当しなくなったときは、当該利用者に係る利用の承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、利用者にも通知するものとする。

(秘密の保持等)

第15条 受託事業者及びヘルパーは、事業の実施に当たり利用者の人格を尊重し、かつ、その者に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。受託事業者においては市からの事業の委託の終了又は解除の後、ヘルパーにおいてはその職を退いた後も同様とする。

(関係機関との連携)

第16条 市及び受託事業者は、事業の実施に当たっては、関係機関と密接に連携を保ち、事業を円滑に実施するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第150号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第167号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第12条関係)

利用負担額

利用者の属する世帯	利用負担額
生活保護世帯	無料
市区町村民税非課税世帯	無料
ひとり親世帯	無料
多子世帯	無料
多胎児世帯	無料
上記以外の世帯	1時間まで500円 1時間以降30分までごとに250円

備考 4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合においては、「市区町村民税非課税世帯」とあるのは「前年度分の市区町村民税非課税世帯」と読み替える。

奈良市エンゼルサポート事業実施要綱第7条第2項に規定する区分の家庭であることについて、奈良市において世帯の住民情報・世帯の市民税課税状況（所得の状況）・生活保護、児童扶養手当又はひとり親医療費の助成の有無を公簿等により確認することに同意します。

氏名（申請者） ㊟

※申請時の聴取によって、市が申請内容の審査のため必要と判断した方については、上記同意事項を確認の上、それぞれ記名押印してください。

氏名 ㊟ 氏名 ㊟

氏名 ㊟ 氏名 ㊟

奈良市エンゼルサポート事業利用申請にあたり、必要時、児童の養育状況及び申請者の家庭状況等について、本市において、関係機関への確認及び情報提供を行うことに同意します。

申請者 氏名 ㊟

申請者の妻又は夫 氏名 ㊟

※公簿等により確認できないときは、必要な書類の提出をお願いすることがあります

※本人自筆の署名があれば、記名押印に代えることができます。

年 月 日

様

奈良市長

奈良市エンゼルサポート事業利用承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市エンゼルサポート事業の利用について、下記のとおり 承認 不承認 したので通知します。

記

<input type="checkbox"/> 承認	
利用者氏名	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
上限時間	利用期間内の上限時間（ ）時間
負担額	
支援内容	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び後片付け <input type="checkbox"/> 住居の掃除又は整理整頓 <input type="checkbox"/> 被服の洗濯 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買物 <input type="checkbox"/> 調乳、授乳、おむつ交換及び沐浴 ^{もく} の補助 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 不承認	
理由	

年 月 日

奈良市エンゼルサポート事業計画書兼報告書

		月分									
利用者	氏名										
	住所										
	電話番号										
日付	曜日	支援内容	利用予定時間			利用時間			確認印		備考
			開始時間	終了時間	利用時間	開始時間	終了時間	利用時間	サービス提供者	利用者	
合計			日数	日	時間数	時間					
支援内容			1 食事の準備及び後片付け 2 住居の掃除又は整理整頓 3 被服の洗濯 4 生活必需品の買物 5 調乳、授乳、おむつ交換及び沐浴の補助 6 その他（ <small>もく</small> ）								
備考											

第4号様式（第13条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者住所 奈良市

氏名 ㊟

電話

奈良市エンゼルサポート事業利用辞退届出書

次のとおりエンゼルサポート事業の利用を辞退したいので届け出ます。

利用を辞退する日	年 月 日
辞退する理由	